

清須市こども計画審議会条例（令和7年3月31日条例第1号）

（設置）

第1条 こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項の規定に基づき、清須市こども計画を定めるため、清須市こども計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- （1） 清須市こども計画に関すること。
- （2） こども施策に関する重要事項について審議すること。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

（委員の委嘱）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） こども及びこどもを養育する者
- （3） 地域においてこどもに関する支援を行う者
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第6条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選任される前の会議は、市長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 審議会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（資料の提出等の要求）

第8条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係機関に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第9条 審議会の庶務は、健康福祉部こども家庭課において処理する。

清須市こども計画審議会の公開等（案）

清須市附属機関等の会議の公開に関する要綱（平成18年3月29日告示第24号）第3条において、**附属機関等の会議は**、個人に関する情報等を審議する場合を除いては、**原則として公開することとされています。**

また、附属機関等の会議の公開・非公開の決定は、附属機関等の長が、当該会議に諮って行うこととされています。

このことから、清須市こども計画審議会の公開等については、次のとおり定めることとします。

1 会議開催の事前公表

- 会議の開催の日前7日までに、清須市ホームページで公表する。

2 会議の傍聴

- 認める。
- 傍聴人の定数は会場の規模に応じ、10人以内で事務局が定める。
- 傍聴希望者が定数を超えるときは、先着順により傍聴人を決定する。

3 会議録等

- 会議の概要、会議録及び配付した会議の資料等は、清須市ホームページで公開する。
- 会議録には委員名を含むものとする。
- 会議録の内容について適正を図るため、会長は毎回の会議において、会議録署名委員2名を指名し、会議録への署名を求めるものとする。
- 会議録の内容は次のとおりとする。
 - (1) 開催日時、開催場所
 - (2) 議題
 - (3) 会議資料
 - (4) 公開・非公開の別
 - (5) 傍聴人の数
 - (6) 委員の出欠状況
 - (7) 事務局の出席者
 - (8) 会議の内容
 - (9) 会議録の署名委員
 - (10) その他必要な事項